

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市公共事業評価監視委員会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|------------------------------------|--|------|----|
| 堺市南海高野線連続 立体交差事業鉄道構 造形式検討委員会 | 南海高野線連続立体交差事 業における鉄道構造形式に ついての審議に関する事務 | 5人以内 | 2年 |
|------------------------------------|--|------|----|

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。